

第 426 回神奈川地方最低賃金審議会
議 事 録

- 1 日時 令和5年8月1日(火)午後1時27分から午後2時54分まで
- 2 場所 横浜第2号合同庁舎 共用第2会議室
- 3 出席者
公益代表委員 赤羽淳、石崎由希子、遠藤淳子、高井文子、芳野直子
労働者代表委員 佐藤信也、佐俣光男、林克己、平山純子、山川眞一
使用者代表委員 大竹准一、栗原敏郎、関口明彦、花本こず枝、山本弘

4 議事

- (1) 最低賃金改正に係る関係労使意見について(陳述)
- (2) 令和5年度地域別最低賃金改正の目安について(伝達)
- (3) 神奈川県最低賃金専門部会の委員について
- (4) 神奈川県最低賃金改正に係る労使の基本的な考え方の表明
- (5) 神奈川県特定最低賃金の改正、決定の必要性の有無について
(諮問)
- (6) その他

【事務局：吉田監察監督官】

本日は、お忙しい中をご出席いただきましてありがとうございます。

本審議会は公開することとされております。傍聴人の方は、傍聴に関する留意事項にありますように、賛成や反対の意見を表明するなど議事進行の妨げとなることはできません。また、スマートフォンなどが鳴らないようにするなど、円滑な進行にご協力いただきますよう、何卒お願いします。

審議に入ります前に、本日の資料を確認させていただきます。

会議次第に続いて、お手元に第 426 回の審議会資料を配付しています。1 から 15 までの番号がついています。

よろしいでしょうか。

次に本日は、15 名の委員のうち、全員の委員にご出席いただいております。最低賃金審議会令第5条第2項に基づく定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

では、審議会の開催に当たり、局長の木塚からごあいさつ申し上げます。

【木塚局長】

審議会の開催に当たりまして、一言あいさつをさせていただきます。委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところ、また大変暑い中、また、雨も降る中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本年度における神奈川県最低賃金の改定につきましては、7月4日の審議会場で諮問させていただいたところでございますが、7月28日に、中央最低賃金審議会から厚生労働大臣に対して、令和5年度地域別最低賃金改定の目安について答申がございました。

後ほど事務局から伝達・説明させていただきますが、神奈川県が所属するAランクが「41円」引上げという目安提示となっております。この目安は、現下の経済情勢や労使双方の意見を踏まえつつ、さらに、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023及び経済財政運営と改革の基本方針2023に配慮した上で、公益委員見解として示されたものです。

委員の皆様方におかれましては、これを踏まえまして本年度における神奈川県の最低賃金額の改正についてご審議いただきたく存じます。

なお、7月25日に特定最低賃金の改正・決定の申出がございましたので、本日はその必要性についても諮問いたしますことを併せて申し上げます。

最後になりますが、私どもは事務局として円滑な審議がなされるよう万全を期してまいりますので、委員の皆様方におかれましては、何とぞご協力の程よろしくお願いいたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【事務局：吉田監察監督官】

次に、今回は中央最低賃金審議会の戎野会長代理から地方最低賃金審議会に対するメッセージがございますので、お流しします。

(中央最低賃金審議会会長代理のビデオメッセージを放映)

(内容は次のとおり)

(標題)令和5年7月28日令和5年度地域別最低賃金改定の目安の中央最低賃金審議会の答申を踏まえた、地方最低賃金審議会委員へのメッセージ

中央最低賃金審議会の戎野と申します。

令和5年度地域別最低賃金改定の目安について、中央最低賃金審議会答申を踏まえまして、メッセージをお伝えしたいと思います。本来であれば、藤村会長がお伝えすべきところではありますが、会長が体調不良のため、会長代理であります私よりお話申し上げたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

1点目はこのビデオメッセージの趣旨です。

令和5年4月6日にとりまとめられた、「目安制度の在り方に関する全員協議会報告」において、目安の位置づけの趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員にも確実に伝わるよう、都道府県労働局への周知方法について検討することを事務局に対し要望されました。

これを受けまして、目安の位置づけの趣旨に加え、この度中央最低賃金審議会においてとりまとめられた令和5年度の最低賃金改定の目安について、地方最低賃金審議会の委員に直接伝達されるよう、私からビデオメッセージを送らせていただくこととなりました。地方最低賃金審議会の委員の皆様におかれましては、視聴いただく場を設けることとなった次第です。

視聴いただく皆様には、これから本格化する今年度の地方最低賃金額の改定に向けた議論に向け、改めて、目安並びに今年の公益委員見解の趣旨について、理解を深める機会としていただきたいと思います。

2点目は、目安の位置付けです。

目安は、令和5年全員協議会報告や、令和5年度目安小委報告に記載しておりますとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて認識いただきたいと思えます。

従いまして、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもありうるものであります。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと存じます。

3点目は、令和5年度目安のポイントです。

今年度の目安についても、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で5回に渡って真摯に議論を重ねてまいりました。この結果、目安額については、Aランク 41 円、Bランク 40 円、Cランク 39 円となりました。

3要素のそれぞれの評価のポイントについて、簡潔にご説明申し上げます。

まず、「賃金」についてです。

連合及び経団連が公表しました賃上げ率は、30年ぶりの高い水準となっております。また、賃金改定状況調査の第4表①②の男女計及び一般・パート計についても、平成14年以降最大となる、2.1%という結果でありました。継続労働者に限定した第4表③は2.5%でありました。

次に、「通常の事業の賃金支払能力」についてです。これは、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってまいりました。

各種統計資料を見ますと、改善がみられる資料もいくつかありました。

しかしながら、今年度の議論におきましては、企業の支払能力の厳しさを示すものとして、価格転嫁の状況が特に注目されました。価格転嫁が進んでいる企業も増加する一方で、転嫁が進まない企業も増えておりまして、2極化がみられました。価格転嫁が不十分な状況が、賃上げ原資確保を難しくしている状況にもつながっている、その状況にも留意をいたしました。

最後に、3要素のうち、今年度の公益委員見解で最も重視した、「労働者の

生計費」についてです。ここは少し詳しく申し上げたいと思います。消費者物価指数については、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年同期比は4.3%と、全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3%を上回る水準でありました。

直近の月次を見ると、対前年同月比で、今年4月に4.1%、5月に3.8%、6月に3.9%となっております。昨年10月から今年1月にかけて「持家の帰属家賃を除く総合」4%超え、5%以上にも達する高い伸びとなった時期と比べますと対前年同月比の上昇幅は縮小傾向にありますが、しかしながら引き続き高い水準であります。

消費者物価指数の「総合」、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の影響で一定程度押し下げられております。「総合」では、6月は1%ポイント押し下げられているという試算が出ております。

なお、6月の使用分から電気の規制料金の値上げが行われている上に、当該事業の適用は、9月使用分までとされておりまして、10月使用分以降の扱いについては現時点では決まっていないことを確認しております。

このような中、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要であると考えております。さらに、昨年以来、継続的に消費者物価の高騰が見られる状況であり、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3%を上回る高い伸び率であったことも踏まえることが、今年度は適当と考えました。

こうした3要素のデータを総合的に勘案しまして、今年度は4.3%を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

次にランクごとの目安額についてです。新しい資本主義実行計画などの閣議決定文書においても、「今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点からも少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要であると考えました。

その上で、賃金改定状況調査の第4表や、消費者物価指数のランク別上昇率を見ますと、各ランクに大きな状況の差異があるとは言いがたいと思います。しかしながら、地域別最低賃金額が相対的に低い地域における負担増にも一定の配慮が必要であることから、Aランク、Bランク、Cランクの目安額の差は1円とすることが適当であると考えました。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の参考資料としてまとめておりますので参照していただきたいと思います。また、これまで目安に関する小委員会で提示いたしました資料については、地域別のもも含まれておりますので、適宜参照いただければと思います。

また、今般の最低賃金改定の目安は、過去最高額となる高い額でありまして、地方最低賃金審議会の委員の中には、なかなか受け入れがたいのご意見があることも認識しております。こうしたことも踏まえまして、中央最低賃金審議会の公益委員といたしましても、今年度の最低賃金の引上げが着実に進むよう、政府に対して、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備を行うよう各種要望を例年以上に盛り込んだところであります。

具体的には、生産性向上の支援につきましては、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求めました。特に、業務改善助成金につきましては、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充と、最低賃金の地域間格差を是正しつつ引き上げていくために、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望いたしております。

さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望いたしました。

加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要であること、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要であることも記載いたしました。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底も要望したところであります。

さらに、価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有するとともに、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組みの強化を要望いたしました。

4点目は、発効日についてです。

発効日については、10月1日にこだわらず、賃上げ効果を速やかに波及させるために前倒しすべきという意見もあれば、引き上げの準備のために後ろ倒しすべきという意見もあると承知いたしております。

令和5年全員協議会報告において、発効日とは審議の結果で決まるものであり、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項におきましても発効日は公労使で議論して決定できるとされています。このことを、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当であるというふうに記載されています。この趣旨を踏まえまして、丁寧な議論を行っていただきたいと思っております。

5点目、最後になりますが、これは公労使による真摯な議論についてです。これまで述べてきましたとおり、目安額を示す際に、様々な資料に基づいて公労使で真摯な議論を行ってきたところであり、地方最低賃金審議会におきましても、公労使による真摯な議論が行われますことを期待しております。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果については、注目していきたいと思っております。皆様には、中央最低審議会の報告も参考になさって、公労使による真摯な議論をお願いしたいと存じます。

以上です。どうもありがとうございました。(ビデオメッセージ終了)

【事務局：吉田監察監督官】

では、この後の進行につきましては、赤羽会長にお願いいたします。

【赤羽会長】

それでは、よろしくお願ひいたします。

最初に、議事録の確認をしていただく方を、指名させていただきます。

私と労働者側は、林委員、使用者側は、関口委員でよろしくお願ひします。

【赤羽会長】

次に、関係労使の意見聴取に関し、関係労使の申出状況について、事務局

から説明をお願いします。

【事務局:平本賃金室長】

前回の審議結果を受け、最低賃金法第 25 第5項に基づき、7月 25 日までの期間を定め、意見聴取に関する公示を行いました。

その結果、資料1にありますように、2件の意見書の提出と3件の要望書の提出がございました。

なお意見書につきましては、1 件添付が漏れておりまして、それが今お配りした意見書でございます。大変申し訳ございませんでした。このうち、この場での意見申述を希望された、全国一般労働組合全国協議会神奈川の1名の方がおみえです。意見表明時間については、前回決定のとおりそれぞれ5分間とお伝えしております。各団体などからの要請書や意見書は、このほかに資料10にありますように、

神奈川県商工会議所連合会 様

神奈川県弁護士会 様

FIGHT FOR 1500 神奈川実行委員会 様

からそれぞれ提出がございました。

また、神奈川県労働組合総連合様から「神奈川地方の最低賃金を直ちに1500 円以上に引き上げ、全国一律最賃制度の確立を求める請願署名 3014 筆のご提出がありました。

その他にも令和5年の初頭からこれまで、最低賃金を1,500 円以上とするよう求めるはがきが147 通も寄せられております。

また、その他個別的な意見や要請もございますので、本会場の中央に置かせていただいております。審議会終了後にご覧いただければと思います。以上です。

【赤羽会長】

それではこれから申述人の意見聴取を開始したいと思います。委員の皆さんよろしいですか。

【各委員】

異議なし

【赤羽会長】

事務局は、申述人のご案内をお願いいたします。

【赤羽会長】

それでは、これから意見聴取を行います。時間は5分間とさせていただきます。ではよろしく申し上げます。

【全国一般全国協議会神奈川 米山氏 意見申述】

例年に引続き、全国一般神奈川の米山でございます。意見を述べさせていただきます。と思います。

冒頭ですが、本日配られました資料中、私どもの団体から提出している意見書について確認しましたところ、抜けておりました。急遽、私が持参した意見書をコピーし配っていただきましたので、見づらいかもかもしれませんが、参考にさせていただけるとありがたいです。よろしく願いいたします。事務局については、今後このようなことのないようにご注意をお願いしたいと思います。

では、早速始めていきたいと思えます。まず初めに、もうニュースで聞き飽きているかもしれませんが、物価高騰が相次いで、10月までに1,000点くらいで物価が上がるだろうと言われていてですね、しかしながら、労働者の賃金は上がらないという、これは非正規とか最賃で働く方を中心とした取巻く賃金ですけれど、上がらないという現状ですね、それが最低賃金に影響を受けて生活している労働者の実態であるということ、このことを先ず念頭に置いてやっていただきたいと思えます。

じゃあ、最低賃金に該当する労働者はどういう人なのか、昔の古い考え方としては学生のアルバイトとか各主婦の家計への支援のために働いているとか言われていましたが、実態は違います。

実態は非正規労働者労働者の中に学生とかパートとか女性労働者が含まれて、ほとんど多くの非正規労働者が最低賃金に張付いて働いているというのが実態です。そういう家庭はどうなるかという、マスコミ等々で騒がれていますが、子供が家事手伝いをする、家事に忙殺されている、やっとな進学しても今度は奨学金を受けなくちゃいけない。卒業しても、奨学金の返済をしなくてはならない。40歳になるまで。サラ金と一緒に。そういう借金地獄の中でサラ金の返済をしているのと同じような状況です。そうならいけば、結婚というのはかなり想像できなくなるというか、自分の生き方として選択しなくなるというのが現状だと思います。そういう意味では、今社会的に騒がれている少子化の問題と社会的に騒がれている最低賃金は密接に関わっているということを皆様に冒頭、訴

えたいと思います。

それです、あの、意見としての提案なのですけれど、最低賃金審議会の委員には大きな労働組合の方等々が参加していただいて、私たちもこうして意見を述べさせていただいていますけれど、4割を占める最低賃金近傍で働いている労働者の意見をどうやって反映させるかを真剣に考えないといけないと思うんです。

はっきり言って、最低賃金で働いている人は出てきてくださいと言われても、はい、分かりましたと出て来れる状況じゃありません。その日の日当が無くなって、生活に響くとかそういった状況で日々働いている訳で、そういうことの補償を含めて、最低賃金で働いている労働者の生の意見というのを聞かないとどうしても架空の上滑りの意見ということで流されていってしまうことが一番怖いです。

あくまでも、最低賃金で働いている労働者の意見を聞いていただきたい。それを、この場を借りて意見として言いたいと思います。

それと、もう一つ言いたいのは、最低賃金審議会で答申を出しているのですが、その中で意見を添付している訳です。毎年ね。例えば、企業の下請単価の引上げを検討すべきだみたいな意見が私の記憶では添付されていたと思うのですが、そういった議論がどうなっているのか全く見えません。

その時に意見を添付して、審議会の公益の委員などの皆さんはそれを回答するなり、議論は深まらないで、これははっきり言って、言わせっぱなしですね。委員の方も「言ってやったから、私たちの使命は終わった。」しかしながら、実際上の最賃問題は解決しないで進んでいます。

この間、(目安額のランクを)3段階にするとかの答申はありましたけれど、抜本的な解決に繋がっていないということを見れば、やっぱり、最低賃金審議会が答申を受ける時に、ちゃんと去年の添付した意見はどのようになったのか、それは結論が出ていないかもしれませんが、その意見の討論経過とか、それについて確認してですね、今年最賃審の委員の方が引継いでいかないと、言わせっぱなしにして、ぶつんぶつんと1年ごとに切れていってしまう、こんな、問題を隠ぺいしてしまうような後ろ回しにしてしまうようなやり方というのは、非常に遺憾に思います。併せて一言言えば、労使の委員の意見が対立したことについてですね、それを公益委員の方がいつも意見をまとめて、答申を出していると思うんですけども、公益委員の方がそこで出している意見、意見書として添付されている

と思うんですが、そこで出されている意見というのは今の最賃をめぐる労働者側、経営者側の格闘とか、意見、悩み、そういうことを受け止めてこういうことが必要なんだという、最低限これだけやってくれという意見なんですよ。

それに対して無視して、次の答申で今年はこういう情勢なのでこうやってくれと、こういうことを検討・審議してくれというふうな依頼をしているらしいですが、しているみたいに見えますが、ちゃんと、最賃審議会に諮問をする労働局もそこを自覚してやってもらいたいと思います。

【赤羽会長】

既に5分を過ぎています。まとめの方をお願いします。

【米山氏】

まとめます。すいません。今回の最賃審議会で報告があったのですが、公開について、一部公開とすることで前進しているということについては非常に評価したいと思います。

今後とも、最低賃金審議会の議論が閉鎖的にならないで、いろいろな、直ぐテープ起こしをして、インターネットにのっけるとかそういう機器も開発されていると聞きますので、そういうものを活用しながら、最低賃金審議会の意見を広く神奈川の県民の方に公表して、その中からの意見を公募していきなり、是非ですね、皆さんに周知した意見集約をやっていってもらいたいと思います。

以上ですね、その他、私の意見書の3番の方に議論の方向性については書いてありますけれど、全国一律の最低賃金の確率というふうなことを初めとして、そういう最低賃金の現在の課題に向けて、その方向性を踏まえて、暑い中ではありますが、皆様にはご苦勞かけますが、委員の皆様が積極的に神奈川の最低賃金審議会の中で積極的にやられることを期待して、私の意見としたいと思います。ありがとうございました。

【赤羽会長】

ありがとうございました。

ただ今のご意見について質問がありましたらお願いいたします。

【質疑応答】

(質問なし。)

【赤羽会長】

それでは、以上をもちまして、関係者の意見聴取は終わりとします。

(事務局が案内し、申述人は傍聴席へ)

【赤羽会長】

次の議題は、令和5年度地域別最低賃金額改正の目安についてです。事務局から資料説明も併せてお願いします。

【事務局：平本賃金室長】

はい、事務局から目安に関する答を従来説明していたのですが、今回、ビデオメッセージで説明がなされておりますので資料説明のみを行いたいと思っております。

本日の資料についてですが、委員の皆様事前に送付させていただいておりますので、ここでは、抜粋して簡単に説明をさせていただきます。

まず、資料の目次をご覧ください。資料4から6が中央の目安に関する小委員会に提出された各種のデータなどで、資料8が神奈川における各種データとなっております。

最初に資料5についてご説明申し上げ、その後、資料8の神奈川における状況について説明し、その後に資料4(1)の主要統計資料の中のⅡの都道府県統計資料のデータについてご説明する予定としております。

それでは資料5の(1)をご覧ください。

これは令和5年の賃金改定状況調査結果になります。

本調査は、中央最低賃金審議会における最低賃金の決定及び改正等の審議に資すること、中小零細企業の事業所の労働者の賃金改定の状況等を把握することを目的としたもので、1ページ目に調査の概要がございます。真ん中の3の(2)に記載がありますが、調査対象は常用労働者数が30人未満の企業規模に属する民間事業所となっております。昨年の6月1日時点と今年の6月1日時点において雇用される労働者の数値となっております。

また、今年4月にとりまとめられた中央最低賃金審議会の全員協議会報告に基づき、3ランク制となったことを踏まえ、3ランクで調査設計をしています。

3ページが第1表となります。調査結果がランク別に示されておりまして、今年の1月から6月までに賃金の引き上げを実施した、または引き下げた、あるいは改定をしなかったという区分で産業別に事業所割合が示されています。

Aランクでは、産業計で1月から6月に賃上げを実施した事業所の割合は、43.1%で、この表には載っておりませんが、昨年のAランクが36.8%でしたので

6.3 ポイントの増加となっており、一昨年から昨年にかけての 2.6 ポイントの増加を大幅に上回る事となっております。

また、賃金の引き下げを実施した事業所は 1.0%、昨年が 2.0%でしたので、引き下げを行った事業所は 1.0 ポイントの減少となっております。

次に4ページの第2表をご覧ください。

これは、賃金の平均賃金改定率となっておりまして、左から大きく3つに分けて、一番左が賃金の引き上げを実施した事業所の平均の賃金改定率、真ん中が賃金を引き下げた事業場の改定率、一番右側が「賃金の改定を行った事業所」に、賃金額を凍結した事業所を加えた改定率となります。

Aランクの産業計では 4.5%の引き上げが実施され、昨年が 3.7%ですので改定率は上がっている状況にあります。

引き下げ実施事業所の平均賃金改定率は、今年は-17.9%と昨年の-15.5%に対し、2.4 ポイントほどマイナス幅が縮まっております。

5ページの第3表は賃金引き上げ率の分布の特性値になりますが、Aランクは、産業計では、第1四分位数は 1.5%であり、中央値では 3.0%となっており、分散係数は 0.58、昨年度は 0.64 ですので、企業内における従業員同士の賃金格差は昨年からややせばまったといえる状況です。

それでは、6ページの第4表をご覧ください。

これは、一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率の表となっておりまして、①は男女別、7ページの②が、一般・パート別の表となっております。

なお、斜字体となっている令和4年のBランク及びCランクの賃金上昇率は、令和4年調査の調査票情報を用いて、新ランクに合わせて組替集計した参考値となっております

初めに6ページの①の表の左上のほうにあるAランクの産業計、男女計、を見ると、賃金上昇率が 2.3%となっており、昨年が 1.4%ですので 0.9 ポイント上がっております。2.3%という上昇率は、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成 14 年以降最大の水準であった昨年来をさらに上回っているものでございます。

次に7ページの②の表をご覧ください。一般労働者のAランクの賃金上昇率は 2.2%と昨年より 0.9 ポイント上がっており、パート労働者は 2.6%と昨年より 0.8 ポイント上昇しております。

次に8ページは第4表③をご覧ください。第4表③では、昨年6月と今年6月の両方に在籍していた労働者に限定して賃金上昇率を計算しています。資料の注にあります。先ほどの第4表の①②の労働者の81.6%という割合でございます。

表の左上の方をご覧ください。

産業計のAランクの賃金上昇率は2.4%となっております、第4表①②よりも高い上昇率となっております。

内訳を見ますと、第4表①②と同じく、男性より女性が高い、一般よりパートが高い、という傾向は変わりませんが、いずれも第4表①②よりも高い水準となっております。

9ページには、賃金引上げの実施時期別の事業所数の割合を、10ページには、事由別の賃金改定未実施事業所の割合を、参考表としてお付けしています。11ページは、この調査における労働者構成比率と年間所定労働日数をお付けしておりますので、適宜ご参照いただければと思います。資料5(1)の説明は以上です。

続きまして資料5の(2)に生活保護関連の資料がまとめられています。

まず、1ページのグラフをご覧ください。右上の四角囲みに説明がありますが、破線の△(さんかく)は生活保護水準で、生活扶助基準の人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えたものです。実線の◇(ひし形)は令和3年度の最低賃金額で、法定労働時間働いた場合の税、社会保険料を考慮した、いわゆる手取額を示しております。

2ページは、1ページの最低賃金額を令和4年度のものに更新したものです。左から2番目の神奈川においては、最低賃金が15万円強、生活保護が12万円弱という状況でございます。

3ページは、47都道府県について、最新の乖離額を示すとともに、その乖離額の変動について要因分析をしたものです。

資料5(2)の説明は以上です。

次に資料5の(3)は地域別最低賃金額、未満率及び影響率の資料となっております。1ページと2ページは「最低賃金に関する基礎調査」によるものですので、原則30人未満の小規模事業所が対象となっており、3ページは賃金構造基本統計調査によるものなので、脚注にもありますが5人以上の事業所というこ

とになります。

ご存じのとおり、未満率はその時点での最低賃金未満の賃金額、最低賃金法違反ということになりますが、その労働者の割合です。影響率は、その時点でその額まで最低賃金が引き上げられた場合に影響を受ける労働者の割合ということになります。

1ページ目は、ランクごとの推移でして、令和2年度はコロナの始まり時期ということもあり最低賃金の引き上げが全国平均 0.1%であったことから、どのランクにおいても影響率が下がっていますが、令和3年度は全国加重平均で28円の上昇、令和4年度は 31 円の上昇であったため影響率も従前の数値に戻ってございます。

2ページ、3ページは、都道府県別の未満率と影響率になりますが、先ほど申しましたとおり、2ページは令和4年の最低賃金に関する基礎調査結果、3ページは令和4年の賃金構造基本統計調査課の結果となっております。

2ページをご覧くださいと、神奈川の未満率は、3.0%で全国トップ、2位は東京で 2.7%、3位は埼玉で 2.6%となっております。全国平均は 1.8%となっております。

影響率でも、神奈川がトップで 26.7%、次いで青森が 25.3%となっております。

3ページの賃金構造基本統計調査でも、未満率のトップは 3.1%で神奈川となっており、次いで山形が 2.9%、北海道が 2.8%となっております。影響率は神奈川は2位ですが 10.0%であり全国トップの北海道の 10.1%とほぼ同じとなっていることがいることがお分かりいただけると思います。

資料5の(4)は、時間当たり賃金分布になります。

1ページと2ページにあるのは、Aランク局の一般労働者と短時間労働者の合計の状況でございまして、数値は令和3年のものでございます。

神奈川のグラフを見ますと、令和3年度の最低賃金である 1,040 円とグラフの最高値がほぼ一致しているということがわかります。これは東京や大阪も似ておりますが、愛知や右の埼玉、千葉のグラフの最高値が、最低賃金より右側へ外れているのと比べるとわかりますように神奈川では最低賃金で働く方が最も多いということになってございます。

これが、最も顕著な形となっているのが、7ページの福井で、最低賃金額の労

働者が突出している形です。

続きまして、14 ページをお開きください。その表は一般労働者のグラフになりますが、ご覧のとおり、どの地域もグラフの山の頂点は最低賃金から大きく右にずれております。

これは全国的に同様の状況ですが、20 ページのこれも福井や 21 ページの北海道などバラツキがございます。

次に、27 ページと 28 ページの短時間労働者のグラフにおきましても、一般と短時間労働者の合計と同様に東京、大阪、神奈川においては最低賃金近傍に多く張り付いている状況となっております。

資料5(5)は最新の経済指標の動向となります。

項目別の全体的な評価だけお読みいたします。根拠となる数字につきましては後ほどご確認いただければと思います

2ページ目の四半期別 GDP につきましては、本年の1～3月期の実質国内総生産は、前期比 0.7%増となったとされており、次、1枚めくって、下のページの2の個人消費について、「個人消費は持ち直している。」とされており。さらに 1 枚めくりまして、また下段の3の民間設備投資については、「設備投資は持ち直している。」とあり、一枚めくって4の住宅建設については、「底堅い動きとなっている。」とされており。

さらに、1 枚めくって5番の公共投資について、「公共投資は底堅く推移している。」という評価で、一枚めくって、6の輸出入、国内収支においては、「輸出は底堅い動きとなっている。」、輸入は「おおむね横ばいとなっている。」とされ、貿易・サービス収支は「赤字となっている」とされており。

一枚めくって、7の生産・出荷・在庫においては、生産は持ち直しの兆しがみられる、とされ、一枚めくって8の企業収益・業況判断については、企業収益は、総じてみれば緩やかに改善している、とあり、業況判断は、持ち直しの動きがみられる、とされており。

また、一枚めくって9の倒産件数は、「増加がみられる」、とされ、1枚めくり、10の雇用情勢は「このところ改善の動きがみられる」となっております。一枚めくり11の物価について、「国内企業物価は、このところ緩やかに下落している。消費者物価は、上昇している。」という評価でございます。これ以降は、金融や土地価格や海外経済についてということになっておりまして参考までにお付けして

ございます。

続いて、資料5(6)は、小委員会における委員からの追加要望資料で、6月20日に中小企業庁が公表した、「価格交渉促進月間(2023年3月)フォローアップ調査の結果について」です。

横向きにして右下にページが打ってございます。

3ページをご覧ください。今年3月の価格交渉促進月間における価格交渉の状況です。

「価格交渉を申し入れて応じてもらえた／発注側からの声かけで交渉できた」割合は、昨年9月の月間に関する前回調査より増加しているなど、価格交渉の実施状況は一部で好転している一方、「発注側からの交渉の申し入れがなかった、協議にに応じてもらえなかった、減額のために協議申し入れがあった」が依然として約16%あり二極化が進行しているとされています。

4ページは、価格転嫁の状況のうち、コスト全般です。「コスト上昇分のうち何割を価格転嫁できたか」を集計した価格転嫁率は47.6%、前回調査と比べて微増という状況です。コスト上昇分のうち高い割合(10割や9~7割)を価格転嫁できた回答は増加する一方、「全く転嫁できない、減額された」割合も増加しており、ここでも二極化が進行しています。また、「コストが上昇していないため、価格改定不要」の割合は減少しており、コスト上昇の影響は拡大しています。

5ページは、コストを「原材料費」「エネルギーコスト」「労務費」に分解して、価格転嫁の状況をみたものです。一番上のグラフの原材料費を見ますと、①から④を合わせた「一部だけでも転嫁できた割合」は66.6%と前回調査より増加していますが、⑤の「転嫁0割」も増加しており、全体として横ばいです。エネルギーコストと労務費も、転嫁率は前回調査より増加しているものの、先ほどご紹介した原材料費の転嫁率より1割程度低い水準です。

6~11ページは、価格交渉や価格転嫁の状況に関する各種の業種別ランキングです。

12ページは、価格転嫁率と賃上げ率との関係です。価格転嫁できている割合が高くなるほど、賃上げ率も高くなる傾向が見て取れます。

13ページ以降は、今後の価格転嫁対策です。後でご確認いただければと思います。これ以外の対策については、8月以降、順次関係省庁と連携の上対応するとのことでした。

資料5(6)の説明は以上です。

次の、資料5(7)と(8)はそれぞれ資料4の(3)と(1)にお付けしている資料の更新部分の抜粋となりますので、適宜ご確認いただければと思います。

続きまして、資料8の(1)から(4)が、神奈川の経済、雇用情勢を示す最新の資料となっております。

資料8の(1)は、日銀横浜支店が7月3日に発表した企業短観調査結果で、1ページ目の1の業況判断においては、一番上、全産業の右端にあるように3月に状況に比べ業況感は上昇していることがわかります。

資料8の(2)は、神奈川産業振興センターが発表した4月から6月期の神奈川県内の中小企業の景気動向調査結果です。標題にもあるとおりこちらも1月から3月期に比べて上昇しているとされております。

資料8の(3)は、関東経済産業局が発表した7月の管轄内、1都10県の広域関東圏ということになりますが、その経済動向です。1枚目の表の右端、7月の箇所、赤枠の中をご覧ください。

個人消費が9か月ぶりの上昇となり、それ以外は変わらない状況となっております。

続きまして、資料8(4)内閣府が先日7月26日に発表した月例経済報告をご覧くださいと、表紙の部分に「景気は、緩やかに回復している」と記載され、次のページにありますように、6月の状況とほぼ変わらない状況とされております。

同じページの下段には項目ごとの基調判断を記してございます。

では、ちょっと戻りまして資料4(1)の後半部分、33ページの都道府県統計資料編をお開きください。

ランクごとに分けた都道府県の各種指標がございます。

神奈川が上位となっているのは右半分の新規学卒者(高卒)所定内給与額で、男女とも上位となっております。

34ページには有効求人倍率、35ページは失業率、36ページは定期給与となっております。37ページと38ページはパートタイム労働者の求人募集における平均額、下限額で、神奈川は東京より高く最も高いものとなっております。

続いて40ページ、消費者物価の対前年上昇率ですが、右端は5月までとなっておりますが、6月分まで数字が出ておりまして、専門部会の資料にはおつけ

できたのですが、ここでは、口頭でお伝えします。

6月の上昇率は上から順に、東京が3.9、神奈川が4.1%、大阪4.0、愛知4.0、埼玉3.8、千葉4.4という状況となっております。

次の、41ページは、全国平均を100とした場合の指数ですが、県庁所在都市と都道府県全域ともに、東京と、神奈川が突出している状況となっております。

次の43ページ以降には、世帯における消費支出額、労働者数雇用保険者などの推移となっておりますので、適宜ご覧ください。

その48ページからは参考資料で主に最低賃金審議会に係るものとなっておりますので、後ほどご覧ください。

続きまして、残りの資料9は後ほど特定最低賃金の諮問の際に説明いたします。

資料10、冒頭に申しましたが、意見聴取の公示に係るものとは別に寄せられた要請などがございます、

最後になりますが、資料11をお開きください。

令和4年度の業務改善助成金の申請状況です。業務改善助成金は賃金を一定程度引き上げた事業所に対するもので、4年度の申請件数は258件、前年度の令和3年度は186件でしたので大幅に増加しております。令和5年度も4月から非常に高い伸びを示していますので、さらに増加するものと見込まれます。

申請時期を見ますと、そのグラフに下にも書いていますが、最低賃金額の改正と発効予定日を公表した後に増加している、ということがわかります。

資料11の(2)に、業務改善助成金の内容をつけてございますので参考にいただければと思います。

長くなりましたが、資料の説明は以上になります。

【赤羽会長】

ありがとうございました。ただ今の説明について質問がありましたらお願いします。

【各委員】

(質疑なし)

【赤羽会長】

それでは地域別最低賃金の改定につきましては、本審が終わりました後、専門部会を開きましてそこでご審議をいただくということになります。専門部会の委員は、前回の審議において、従来どおり9名とすることとされております。委員任命の状況について、事務局から説明をお願いします。

【事務局：平本賃金室長】

神奈川県最低賃金専門部会の委員につきましては、前回の第 425 回審議会で、各側3名ずつ計9名とする旨決定されましたので、最低賃金法第 25 条第 3項に基づき、7月4日から7月 18 日までの間、関係労使からの推薦に関する公示を行いましたところ、労働者代表委員、使用者代表委員ともに、定数の各3名の推薦がありました。

また、公益委員については、本審の5人の委員の皆様とご相談させていただきました。

専門部会委員は局長が任命することになっており、総合的に判断し、資料7の名簿のとおり、9名の方を任命させていただきましたので、ご報告申し上げます。

【赤羽会長】

ありがとうございました。

次に、今年度神奈川県最低賃金のあり方について、労使双方の基本的な考えをお伺いしたいと思います。それでは最初に、労働側委員からお願いします。

【林委員】

労働側委員の林でございます。本年度の審議、よろしくお願いいたします

労働側の基本的な考え方と目安に対する受止めについて発言を行いたいと思います。

1点目は、神奈川県における目指すべき水準の考え方です。日本の最低賃金の抱える本質的な課題については、水準と地域間格差にあると思っています。この問題は変わることはありませんので、改善に向けた歩みを止めるべきでないと思っています。

そして、神奈川県は、現在 1,071 円という水準ですけれど、年収換算しましてもやっと、210 万円ということで、国際的に見ましても低位だと思っています。労働側といたしましては、生計費という観点から、毎年話をさせてもらっていますが、

連合リビングウエイジという指標がございます。これでいきますと神奈川県は1,170円という数字がでていますので、当面目指すべき水準というということではこの1,170円という認識をもっているということでございます。なお、連合リビングウエイジも昨年からの物価高を反映しておりまして、30円上がったということになります。

それと、2つ目、現在の物価高、それと先ほど説明のありました価格転嫁の状況に対する認識でございます。急激な物価上昇に伴いまして、とりわけ最低賃金近傍の労働者は生活が苦しいということになっていきます。先ほどの資料の中にもありましたが、神奈川県における消費者物価指数前年の上昇率の推移を見ましても、3月が3.9%、4月が4.1%、5月が3.9%、先ほど口頭で6月が4.1%と高い水準を維持していると思っております。その資料によれば、政府からの補助金がなければ、上昇率は1ポイント高いというご説明もあったと思っておりますので、実質的には5%近い物価高が維持されていると認識しています。

一方、企業物価について、先ほどの資料にもございましたが5月で5.1%で高い水準であると認識しています。5%以上24か月以上続いている、過去最長との説明もありましたし、6月は4.1%と落ちているとの説明もありました。如何に適正な価格転嫁を行うかということ、こういったことが問題の解決には必要だなということ、労働側も思いは一緒です。

また、現在の物価はエネルギーと原材料の高騰分が中心で、今年の春の、春闘の賃上げ結果などの労務費の価格転嫁はこれからだと思っております。

20数年のデフレから脱却するためには、賃上げと価格転嫁を何回か繰り返さなければいけないと思っておりますので、当面そういった上昇が続くとの認識を労働側としては持っています。

そして最後に、目安に対する受止めですが、今年度の目安額は最低賃金が消費者物価を一定程度上回る程度の水準が必要だということ、そして、3ランク制に変わりました。この3ランク制の導入を踏まえて地域間格差をはかるということ、こういったことを考慮して検討されたというふうには認識しています。神奈川県この審議におきましても、最低賃金が消費者物価を上回ることができるか否かは極めて重要な論点だと思っております。

目安の具体的な水準はAランク41円ですが、ランクにおける具体的な引上げ率は4%と聞いておりますが、神奈川の引上げは3.8%に値します。したがっ

て、直近の消費者物価は4%程度ですので、届いていないという認識なんです。ですので、目安の41円は神奈川にとっては、ミニマム水準だというふうに、私たちは考えております。

先ほどは一部ご説明ありましたが、直近のデータも精査させてもらう中で議論したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

【赤羽会長】

ありがとうございました。

続いて使用者側委員よろしくお願いいたします。

【関口委員】

使用者側委員関口でございます。本年、よろしくお願いいたします。

本日につきましては大竹委員から説明いたします。

【大竹委員】

使用者委員の大竹です。本年度も議論よろしくお願いいたします。私の方からは、中小小規模事業者の実態を踏まえたお話を少しさせていただきたいと思っております。

今、資料説明にありましたように、神奈川県、足元ですね、特に神奈川産業振興センターの直近の景気動向調査を見ましても、全体の業況(DI)は好転しているものの、3か月後、半年後の見込みについては低下している。これは、物価高騰等の影響によって、先行きに対して厳しい予測をしているという実態なのではないかなと思っております。

特に今、今までもいろいろ話ありましたように中小小規模事業者が直面している大きな問題が、やはり原材料、エネルギー価格、また人件費などのコスト増の価格転嫁、これが1点と、もう1点は人手不足であります。ここに非常に苦しんでいる。深刻な人手不足を解消するためには賃上げが必要だと皆さん認識していますが、そのためには企業が人に投資をしていく、そのための体力、あと、賃金原資の確保が不可欠になっていると思っております。

しかしながら、転嫁の状況を見ますと、今の説明にもありましたように、転嫁率が半分もいっていない、47%ということ。これ、別の調査では調達コストが上昇したという企業が90%近いというのに対して、上昇分を全く転嫁できていないという企業は42%、半分弱となっております。

また、企業物価指数についても、まだまだ消費者物価指数を上回っており、

価格転嫁が進んでいないということを表しているのではないかと思います。

パートナーシップ構築宣言とか、下請 G メンの活動強化によって価格転嫁自体は進みつつある認識はありますが、まだまだ、前回の本審の時にも申し上げたとおり、2次、3次という、孫請、ひ孫請の取引においては、実態としては進んでいないということ。中でも、エネルギーコストと併せて労務費の転嫁率が低いということ。

こういう中で中小企業は賃上げを進めていますが高々まだ、業績改善が伴わない、いわゆる防衛的な賃上げであるのが実態としては大半であると、こういう状況があると思います。

私どものヒアリングの中でも収益改善が進まない中で、賃上げ、人材の確保、その対応に非常に苦慮しているという厳しい声を聴いているところであります。こうした中で、我々としてはまずは官民挙げて、取引価格の適正化を強力に進めていくとともに、生産性向上の取組みをしっかりと後押ししていくことによって、利益率、いわゆるマークアップ率ですが、これを高めて持続的、構造的な賃上げ、こうした好循環に繋げていくことが最優先ではないかと考えております。

もう1点気になるのは、倒産件数の増加傾向ということで、いわゆる「ゼロゼロ融資」の返済が本格化しております。こういう中で、併せてコスト高騰の中で、神奈川でも徐々に倒産が増加している動向にも、しっかりと目を向けていく必要があるのではないかと思います。

今年の最低賃金の審議に当たりましては、これは毎年ですけれど、こうした中小小規模事業者に置かれた状況ですとか、中小小規模事業者の支払能力、こういった実態を示すデータ等を十分勘案して、雇用と経営の維持に努力している中小小規模事業者にとって納得感のあるものになるような審議を進めていきたいと考えております。

もう1点、昨年の審議会の中で、神奈川の最低賃金額が他県に比べてちょっとバランスが悪いのではないかと、そういう指摘をさせていただきました。特にAランクの中で、東京を除く他府県との比較ですとか、そういった中でバランスが取れた最低賃金とは何かという、そういった議論も併せてさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

【赤羽会長】

ありがとうございました。次に、神奈川県特定最低賃金の改正・決定の必要性の有無についてご審議をお願いします。まず事務局から説明をお願いします。

【事務局：吉田監察監督官】

それでは、まず局長から諮問させていただきます。

【木塚局長】

では、諮問させていただきます。

(木塚局長から赤羽会長へ諮問文手交)

【赤羽会長】

ただ今、局長から諮問を受けました。事務局は諮問文の読上げをお願いします。

【事務局：平本賃金室長】

(諮問文朗読)

【赤羽会長】

では、諮問に関して事務局から説明をお願いします。

【事務局：平本賃金室長】

7月 25 日、特定最低賃金について2件の改正申し出と5件の新設申し出がありました。

資料9の(1)と(2)に一覧にしてありますので、ご覧ください。まず(1)の「改正」の申出が、塗料製造業と鉄鋼業でございまして、共に労働協約ケースで合意比率は申出要件の3分の1を超えております。

次に(2)「決定(新設)」の申出についてです。件名を略称させていただきますが、上から「電子部品・デバイス」、「ボイラーなど一般機械」、「電線・ケーブル」、「自動車・同付属品」、「自動車の新車小売」の5件で、「一般機械」のみ公正競争ケース、他は労働協約ケースです。

労働協約ケースの合意比率は、「自動車・付属品」は 50.2%ですのですべて2分の1を超えています。したがっていずれも昭和 61 年中賃答申の「新産業別最低賃金の運用方針」に示されている要件に合致しております。

公正競争ケースは「事業の公正競争を確保する観点から同種の基幹労働者について最低賃金を設置することが必要であることを理由とする申し出であって、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者又は使用者の全部又は一部を代表するものにより行われるものであること」とされ、合意比率が概ね 1/3 以上の

場合、要件該当として取り扱うこととされています。本件の一般機械についても38%ですので、要件に合致していると認められます。

「新産業別最低賃金の運用方針」では、特定最低賃金の決定、改正又は廃止に関する申し出が行われた場合、原則として当該決定等の必要性の有無について、最低賃金審議会に意見を求めることとされています。

従いまして、本日2件の「改正」と5件の「決定」につき、その必要性の有無について、最低賃金審議会の意見を求めるために諮問させていただいたものです。

説明は以上です。

【赤羽会長】

ただいまの説明について質問がありましたらお願いします。

【質疑応答】

(質疑なし)

【赤羽会長】

特定最低賃金に関する諮問につきましては、運営規程第3条に基づく特別小委員会で審議いただくこととなります。

今後の日程等について事務局から調整方よろしくお願いします。

その他に何かありますか。事務局から連絡事項がありましたらお願いします。

【事務局:平本賃金室長】

この後の当面の予定を申し上げます。

本日は、本審議会閉会后、15:00 からこの合同庁舎の8階の神奈川労働局会議室にて、第1回専門部会を開催させていただきます。

また、次回の審議会に関しましては、専門部会の審議状況にもよりますが、現時点では8月4日(金)午後1時30分から第427回審議会を開催させていただくことを予定しております。8月4日の会場も、この横浜第2合同庁舎の1階共用第2会議室となります。

なお、審議状況により変更される可能性もありますので、その際は事前にご連絡いたします。

【赤羽会長】

ありがとうございます。そのほか、何かご質問はございますか。

なければ以上をもちまして第426回神奈川地方最低賃金審議会を閉会します。

< 閉 会 >